

令和 6 年度～令和 7 年度
和賀中央農業水利事業

下堰幹線用水路他計装機器整備工事

特別仕様書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

和賀中央農業水利事業 下堰幹線用水路他計装機器整備工事（以下、「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。なお、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、和賀中央土地改良事業計画に基づき施工済の下堰幹線用水路他の計装機器の整備を行うものである。

2. 工事場所

岩手県北上市和賀町横川目地内他

3. 工事概要

本工事は、下堰幹線水路他に計装機器の再設置を行うものでその概要は次のとおりである。

- (1) 下堰幹線用水路（超音波流量計） 1 式
- (2) 村崎野幹線用水路（超音波水位計） 1 式

4. 工事数量

別紙－1 工事数量表のとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の据付、整備、試運転調整及び操作説明までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。
 - 1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）
 - 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事。
 - 3) 責任分界点までの引き込み外線工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

地区内のかんがい期間は4月25日～9月5日であり、この期間は通水に影響のある作業を行わないものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等22日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者に円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図られるよう余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－3により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている51日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－3と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年5月30日（工事完了期限日）まで

第4章 現場条件

1. 既設設備等との受け渡し条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) 既設設備との電源接続がある場合は、機側操作盤等の端子台又はMCCBからAC100V、50Hzの接続とする。

2. 搬入路

現場への搬入路は、作業系車両の進入が可能である。

3. 第三者に対する措置

- (1) 交通対策

工事用資材等の運搬において、他の交通の支障とならないように留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

- (2) 防塵対策

施工に当たって、粉塵等により周辺利用者及び農作物等に被害を与えるおそれがある場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 公道の清掃

本工事の車両通行によって公道を汚した場合は、必要に応じて監督職員と調整の上清掃を実施するものとする。なお、清掃方法等は監督職員と協議の上、決定するものとする。

(4) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土） 3－2－2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。

なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

また、架空線管理者との協議により架空線の防護措置における防護管設置が必要となった場合は、監督職員と協議し、変更契約の対象とする。

第5章 提出図書等

1. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第7章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

(1) 資料名

1) 令和3年度～令和5年度

和賀中央農業水利事業 水管理施設製作据付工事工事資料

(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

(3) 貸与場所 東北農政局和賀中央農業水利事業所

(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第8章 試運転調整

本工事で実施する設備を含めた試運転調整、通水試験については、工事が全て完了してから予定している。また、試運転調整に要する電力料金(基本料金・使用料金)は受注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第9章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第7章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 信号情報受渡し条件

各管理対象設備からの信号情報の受渡し項目は、別紙－2「管理項目表」に示すとおりとし、信号受渡し条件は次による。

- 1) 監視信号 無電圧連続 a 接点信号 (DC24V 30mA)
- 2) アナログ計測信号 DC 4～20mA
- 3) 制御信号 無電圧連続 a 接点信号 (DC24V 30mA)

詳細は別紙－2 管理項目表を参照のこと。

第10章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その費用については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書(施)3－8－1から3－11－2によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の基準点が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

3. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）2-1-1から2-1-4によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

材料費	提出物
電線・電線管等	カタログ等

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものと

する。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 不可抗力によるもの
- (3) 法・基準の改正に係るもの
- (4) 第三者との協議によるもの

- (5) 第3章施工条件に示す条件等に変更が生じた場合
- (6) その他本仕様書に定めのないもの

第13章 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、以下に示す工区（以下、工事箇所という。）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

工区	工事箇所（施設名）
I 工区	下堰幹線用水路
II 工区	村崎野幹線用水路

- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所毎に設定する。一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

第14章 その他

1. 契約後V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のV E 提案を行う場合、次に掲げる事項をV E 提案書（共通仕様書（施）様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④ 発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施） 様式 6－5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) 発注者は、V E 提案の審査に当たっては、施工の确实性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。

また、V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記6）の V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

受注者の V E 提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施） 1－1－26 及び1－1－28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD－R又は、DVD－R）正副2部

3. 配置予定技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

4. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答する。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（被災地補正）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、東日本大震災被災地で特に被害の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙－４）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は変更実施計画書（別紙－５）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－４）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－４）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。

- (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内

容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）～（４）の会議に、必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

7. 工事付属品

工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に２部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第５章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

8. 週休２日による施工

(1) 本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等による週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（８日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	4週8休以上 〔 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 〕
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

9. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明

書」という。)の発行を行う工事である。

- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位で週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。
☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない(休日率4週6休以上)場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
☐その他[理由:現場閉所による月単位の週休2日(4週8休以上)の確保を行った。]

○事業(務)所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
☐その他[理由:現場閉所により月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。]

- 3) 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。

○事業(務)所長用

- ☐その他[理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

11. 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない

12. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

13. 建設副産物の取扱に係る補足

共通仕様書（施） 1－1－23 建設副産物の記載について、以下のとおり補足する。

（１）受領書の交付

受注者は、再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（２）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

（３）建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と（２）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

（４）建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

14. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

（１）受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

（２）発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加點評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

〔事業（務）所長〕

【被災農林漁家の就労機会の確保】

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの被災地域における被災農林漁家を雇用した。

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第 15 章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（共通仮設費対象）				
・ 据付工				
・ ・ 水管理設備工				
・ ・ ・ 計装設備工（電気通信）		式	1. 000	
・ ・ ・ ・ 計装設備据付工	超音波式流量計(開渠用), 無	台	1. 000	
・ ・ ・ その他設備工（据付・調整）		式	1. 000	
・ ・ ・ 計装設備工（電気通信）		式	1. 000	
・ ・ ・ ・ 計装設備据付工	超音波式水位計(開渠用), 無	台	1. 000	
・ ・ ・ その他設備工（据付・調整）		式	1. 000	

○中央管理所

[illegible]

管理項目表

〔凡例〕

△機側

○中央管理所

管理項目表

〔凡例〕

△機側

○中央管理所

[illegible]

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、 倉庫、材料保管場所等の敷地借上げ に要する地代及びこれらの建物を建 築する代わりに貸しビル、マンショ ン、民家等を長期借上げする場合に 要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊す る場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該 現場に送迎輸送（水上輸送を含む） をするために要する費用（運転手賃 金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
	現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅 費、労働者の帰省手当
賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小 計				
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用 （ 運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場管 理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

令和6年度～令和7年度 和賀中央農業水利事業
下堰幹線用水路他計装機器整備工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	図面枚数	備 考
		当初	
1	位 置 図	1	
2	システム構成図	1	
計		2	